

教育委員会臨時会議事日程

令和2年7月17日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
特別支援教育の取組状況について
- 3 審議案件
教委第20号議案 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更に関する
意見の申出について
教委第21号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命
について
教委第22号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について
- 4 その他

令和2年7月17日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 7/7 本会議（第3日）議案議決

2 市教委関係

- (1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 特別支援教育の取組状況について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について
(第三期以降の学校教育活動等の状況)

1 学校の様子等(学校からの聞き取りから)

(1) 児童生徒の様子

ア 小学校

- ・全体的に、児童は落ち着いており、通常の学校生活に戻ってきてているという印象。
- ・児童は今までと同じような活動ができないことや、学校での感染症対策を理解している。
- ・午後の授業が始まったことなどから、少し疲れが出てきた様子が見える。

イ 中学校

- ・登校時の健康チェックもスムーズに行われ、生徒自身も、感染症対策を講じたうえでの生活に慣れてきた様子。
- ・学校に来ることができますことに喜びを感じている様子。
- ・生徒同士の関わりが増えてきたこともあり、通常の学校生活に戻りつつある。

ウ 高等学校

a 授業について

- ・教員も生徒もマスクを着用して行っている。
- ・基本的には一斉講義型の授業になっているが、英語ではマスクを着用しながらもある程度距離を取り会話等の場面も作る等の工夫を行っている。
- ・グラウンドでの体育では、距離が確保できていればマスクを外す場面もある。
- ・音楽コースは、管楽器の演奏も実施していることから換気・消毒・清掃に多くの配慮をし、実践している。

b その他

- ・今週から来週にかけていくつかの学校が定期試験を実施している。
- ・定時制では、学校に足の向かない生徒も見受けられるが、登校している生徒は、しっかりと授業に臨んでいる。
- ・通常の状況に戻りつつある。生徒はよく取り組み、教員も応えている。
- ・心のケアにいつも以上に気を配り丁寧な対応を行っている。

エ 特別支援学校

- ・児童生徒は、引き続き全体的に落ち着いている。手洗いや手指消毒などを学習に積極的に取り入れるなどし、習慣化されてきている。
- ・学習グループの少人数化や給食介助の工夫など、各校の事情や児童生徒の状態に応じて感染拡大防止の取組を行っており、全体的に児童生徒はこれまでどおり登校できている。

裏面あり

- ・スクールバス等では、検温など乗務員の健康管理を徹底しつつ、運行後の車内のふき取りや運行前後の換気を行っており、スムーズに運行できている。

(2) 学校での工夫等

- ・中休み、昼休みの活動場所を学年ごとに割り当てて、密にならないようにしている。
- ・朝の放送で6年生の様子を放送し、下級生に上級生の良い姿を見せている。
- ・お昼の放送でクイズや朗読をするなど、会話のない食事時間を少しでも楽しめるようしている。
- ・職員室に「授業をいつもより丁寧に、確実に、少しずつ着実に進めていこう」と掲示している。
- ・教育相談を、児童全員を対象に、一人ひとりから担任が話を聞いている。
- ・「まち探検」に地図アプリケーションを活用している。
- ・学校Webページを毎日更新し、学校生活の様子（登校、授業中、中休み、下校等）を詳細に保護者に伝え、安心してもらえるようにしている。
- ・2mの距離を示すビニールテープを昇降口付近の廊下に貼る等の工夫を行っている。
- ・昇降口等での手指の消毒を励行している。
- ・生徒の下校完了後、教員や用務員で分担しながら消毒を実施している。
- ・職員の朝の打ち合わせを休止している。連絡事項・確認事項は校内ネットワークで共有し、打合せは学年など必要に応じて実施している。

2 部活動の状況（学校からの聞き取りから）

(1) 中学校

ア 日常の活動

- ・1年生の仮入部が始まり、7月から部活動として動き出している。
- ・感染拡大防止対策を講じたうえで、週3日以内、1日あたり2時間以内の制限の中で活動している。
- ・悪天候が続いているため、屋内での活動が増えるため、密にならないよう、部活動間で配慮、調整しているが、十分に活動できない日もある。
- ・活動中はマスクを外している。休憩時にはマスクを再着用するよう注意している。
- ・教員が常時、活動に参加して、生徒の様子を見守っている。

イ 対外試合の準備等

- ・各区の中体連が中心となって準備を進めている。
- ・3年生の保護者のみ応援来場を可能としているが、広い会場が確保できず、感染拡大防止の観点から、応援を遠慮していただかざるを得なかつた区もある。
- ・試合会場に手指消毒剤などを配備することにしている。
- ・剣道、柔道については、感染へのリスクや、競技の特性を考慮して、今回の大会実施は見送ることとした。

次頁あり

(2) 高等学校

ア 日常の活動

- ・適宜の休憩や水分補給など熱中症にも注意しながら行っている。
- ・共有器具等の消毒を徹底するよう指示している。
- ・基本的な対策の他、競技の特性に応じて活動を制限する等している。
- ・承諾書を取って活動している部活動もある。
- ・活動後は顧問が消毒を行っている。

イ 対外試合の準備等

- ・野球部については、県大会へのエントリーを済ませ準備を進めている。
- ・4連休から、野球部は対外試合を実施していく予定。

3 学校開放事業

学校開放事業：学校教育に支障のない範囲で、地域の身近な文化・スポーツ活動の場として、
体育館や校庭などの学校施設を地域の皆様に開放する事業。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、令和2年3月3日から7月31日まで事業を中止していたが、感染防止対策を行なったうえで、8月1日から事業の再開を可能としている。

また、校庭等の屋外施設に限っては、感染防止に最大限の注意を払いながらも、集団感染のリスクが高い密閉、密集、密接の3つの条件が重なる可能性が少ないと考えられるため、感染症対策が取られていると学校が認めた場合に、7月19日以降の日曜日・祝日に再開することを可能とすることとした。

さらに、8月1日からの事業再開に向けた通知の中で、武道など至近距離での接触が多い種目は感染の危険性が高いため当面不可としたが、一律に武道団体の利用を禁止する主旨ではないため、至近距離で組み合う、または、接触する活動をしない実施内容であれば実施可能な旨を通知している。

4 給食の開始

(1) 給食実施状況

6月1日 学校再開（段階的な再開、給食なし）

7月1日 給食開始

夏季休業前は7月22日まで、休業後は8月24日から実施

（夏季休業短縮に伴い、7/20～22、8/24～31（土日除く）の計9回を追加実施）

(2) 給食に関する主な感染症対策

ア 献立上の工夫

- ・7～8月の献立について、配膳がしやすくなるよう、おかず3品の献立を2品に変更している。（食材を組み替えるなどにより、栄養価は確保している。）

裏面あり

イ 給食前の準備

- ・児童、教職員とともに、給食の前に石鹼を使用し、手洗いを丁寧に行う。
- ・給食時間中も、窓を開け換気を実施。

ウ 配膳・食事中

- ・配膳の際は、ごはん、おかずを配る担当を決め、担当以外は器具に触れない。
(残ったものを配る場合は、教職員が行う)

エ 片付け

- ・7月中は全校で牛乳パックのリサイクル洗浄を行わない。
- ・児童、教職員とともに、給食の後に石鹼を使用し、手洗いを丁寧に行う。他

(3) 学校の様子等（学校からの聞き取りから）

久しぶりの給食について、学校からは、食事中の会話を控えて静かに食べているため、寂しさを感じるとの声もある一方で、給食開始を喜ぶ児童の様子も伝わっている。今後も、学校における新しい生活様式として、引き続き感染症対策に取り組みながら、充実した学校給食の提供に取り組む。

横浜市記者発表資料

令和2年7月12日
教育委員会事務局教職員労務課
健康教育課

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：50歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：小学校教員
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：7月3日（金）発熱。自宅療養

7月4日（土）平熱。医療機関受診

7月5日（日）平熱

7月6日（月）平熱。出勤。帰宅後、発熱

7月7日（火）発熱。自宅療養。医療機関受診

7月8日（水）平熱。自宅療養（以降、同様）

7月9日（木）PCR検査実施

7月11日（土）PCR検査陽性

（7）当該教員の行動

日頃から児童の前ではマスクを着用していましたが、体育及び給食では、マスクを外して勤務することもありました。

（8）濃厚接触者について

区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、濃厚接触者とされた教職員及び児童には連絡をしており、今後、PCR検査と健康観察を実施します。

2 学校としての対応

7月13日（月）は臨時休校とします。以降については、調整中です。

学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（7月12日現在の累計）

2人目

<参考>

市職員の感染状況（7月12日現在の累計）

10名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

（教職員に関すること） 教育委員会事務局教職員労務課長 山下 隆幸 Tel 045-671-3227

（学校としての対応に関すること） 健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる
重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

2件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	2	4
	中学校	2→1	4→5
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	4→3	6→7
	中学校	0	2
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		8→6	16→18

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）※調査終了2件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

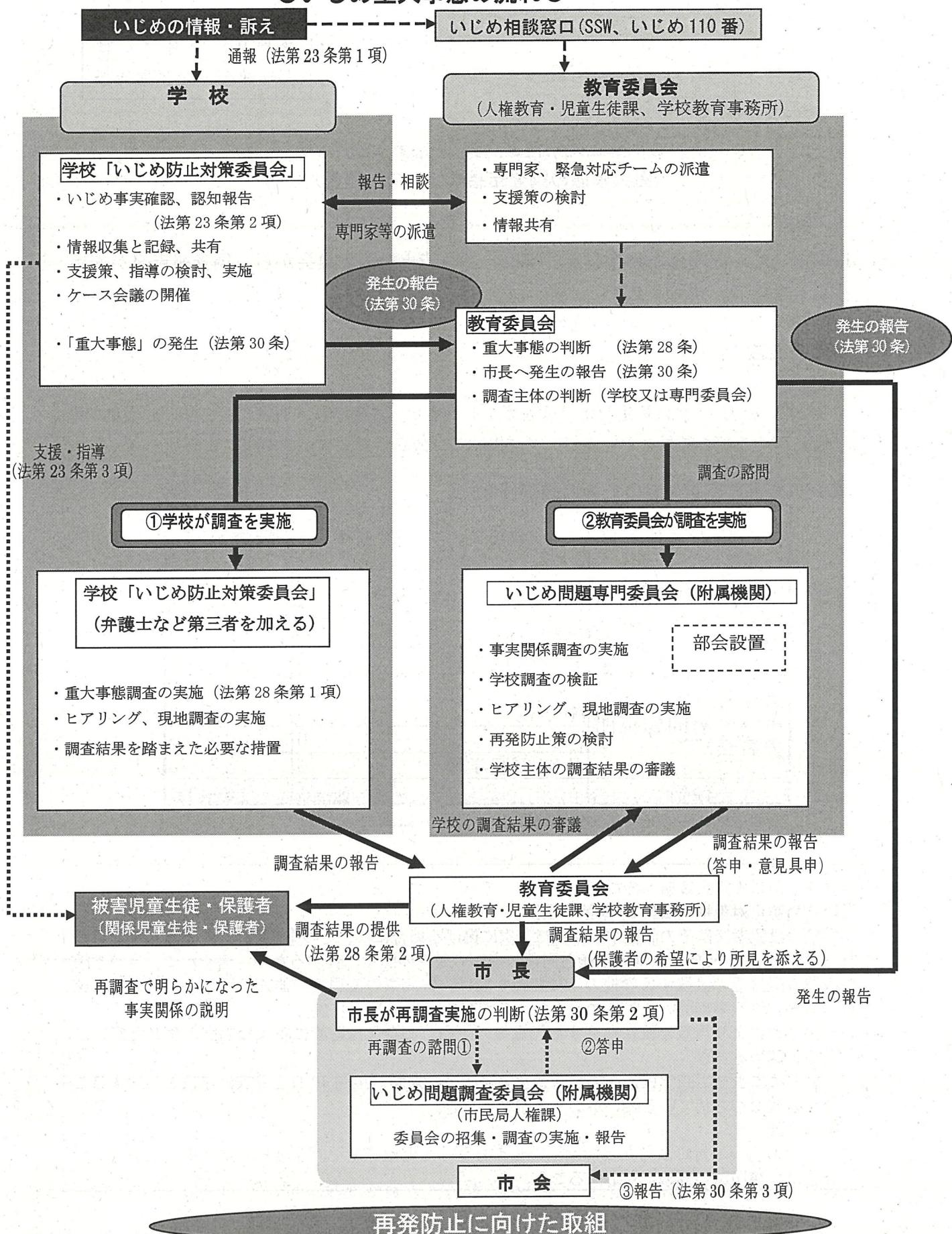
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(p 中学校) 【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(q 小学校) 【公表版】

特別支援教育の取組状況について

1 趣旨

本市の特別支援教育の状況、また「個への支援」と「共に学ぶこと」をバランスよく両立し、それらを全ての学校現場に浸透させていくための現在の取組等についてご報告します。

2 現状と取組

【小中学校】

■一般学級■

- ① 発達障害のある子どもなど特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の増加
- ② 一般学級教員への多様な支援による特別支援教育の理解の向上と指導スキル向上の必要性

【令和2年度の取組】

- ① 特別支援教育コーディネーター（教員）を中心とした校内支援体制の充実、特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（研修の充実、担い手確保）
- ② 教員に対するキャリアステージに応じた研修の実施、横浜型センター的機能の活用（特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が小中学校一般学級を支援）、学識経験者や医師等による専門家支援チームの派遣

■特別支援教室■

在籍において学習や学校生活に困難を抱えるなど、特別支援教室での指導・支援を必要とする児童生徒数の増加とニーズの多様化

【令和2年度の取組】

特別支援教室実践推進校（36校）に非常勤教員を配置し取組を推進、不登校児童生徒への支援に向けた「特別支援教室等活用事業」の実施

■個別支援学級■

- ① 在籍児童生徒数の増加とともに、幅広い学年層に様々な障害程度の児童生徒が在籍、併せ有する障害の重度化・多様化
- ② 個別支援学級担任の障害特性の理解と指導スキルの向上の必要性

【令和2年度の取組】

- ① 特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（再掲）
- ② 特別支援学校教員免許状取得支援
→特別支援学校教諭免許状取得受講にかかる費用を教育委員会が負担し、免許状取得支援

■通級指導教室■

- ① 通級利用児童生徒の増加を踏まえた指導場所と適切な指導回数・指導時間の確保
- ② 通級担当教員の指導スキルの向上と一般学級教員への支援

【令和2年度の取組】

- ① 通級指導教室の過大規模化への対応として、エリアの見直し、仮向小学校に通級指導教室を新設
- ② 特別支援学校教員免許状取得支援促進（再掲）、協働型巡回指導（通級指導教室の教員が在籍校教員と協働して在籍校で児童に指導）の実施（1校→4校）

【全学級種共通の取組】

ニーズへの対応

- ・ 特別支援教育支援員（ボランティア）の活用促進（再掲）
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、訪問看護ステーションに委託し看護師を派遣（喀痰吸引・導尿・経管栄養）
- ・ 聴覚障害児支援として、ノートテイクボランティアを派遣
- ・ キャリアステージに応じた研修の充実
→初任者研修、新たにLD（学習障害）指導担当者向け研修の実施

人材育成

■就学・教育相談■

特別支援教育総合センターにおける就学・教育相談件数の増加（H30:4,468件→R1:4,666件）及び相談内容の多様化・複雑化（発達障害、外国へつながる児童生徒、不登校等）

【令和2年度の主な取組】

- ・ 相談室3室増など環境整備、体制拡充による相談枠の増
- ・ 体制充実とスキルの向上
言語聴覚士（2人）の配置、勉強会・事例検討等の実施

【小中学校と特別支援学校が連携した取組】

- ・ 特別支援学校在籍児童生徒が居住地域の小中学校の活動に参加する副学籍交流

【特別支援学校】

- ① 教員の専門性のさらなる向上 ② 幼児児童生徒のニーズの多様化（例：併せ有する障害の多様化（発達障害等）、人工呼吸器等装着等高度な医療的ケア） ③ 知的障害特別支援学校の過大規模化（高等部生徒の増など）
- ④ 社会の急速な変化に応じた、就労をはじめとする社会参加に向けた教育の充実
- ⑤ 肢体不自由特別支援学校の再編整備 ⑥ 病弱特別支援学校の充実

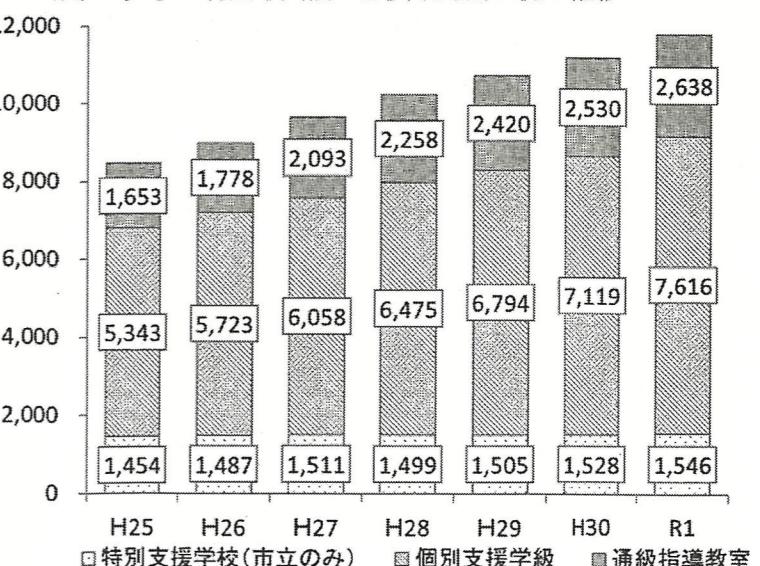
【令和2年度の取組】

- ① キャリアステージに応じた研修機会の確保 ② 高度医療的ケア対応に向けた看護師増員（肢体不自由校）
- ③ 県教委との協議・連携 ④ ICTを活用した教育の充実、医療・福祉・労働部門など他機関との連携
- ⑤ 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に基づく取組（＊裏面参照） ⑥ 分身ロボット「OriHime」の運用 等

【特別支援学校のその他の取組】

- ・ 設備の修繕・改修など、施設の長寿命化に資する取組
- ・ G I G Aスクール構想を踏まえたICT環境の整備
- ・ スクールバス以外の福祉車両による通学支援策の試行
- ・ 高等特別支援学校等への外部講師の派遣など就労支援

（人）参考：特別な支援が必要な児童生徒の推移



【 肢体不自由特別支援学校再編整備計画(平成 27 年度公表)に基づく取組 】

1 肢体不自由特別支援学校 6 校全てで、多様な児童生徒（肢体不自由が重度であり併せ有する障害の状態が多様）を受け入れます。

(1) 教育課程の整理

従前、上菅田を除く東俣野、若葉台（A 部門）、中村、北綱島の 4 校では重度重複障害の児童生徒を受け入れ、状態像に応じて個別・柔軟に授業が行われてきました。

今後、全ての肢体不自由特別支援学校において多様な児童生徒に対応することとし、3 類型の教育課程（①自立活動中心の教育課程、②知的特別支援学校の教育課程、③一般学級に準ずる教育課程）を改めて整理・充実させていきます。

(2) 教育環境の整備

本市公共建築物の目標耐用年数である 70 年を念頭におき、校舎の計画的な保全を行っていくとともに、教育課程に応じた施設改修を行っていきます。

2 居住地域ごとに就学先の特別支援学校を指定することで、居住地に近い特別支援学校に通学できるようにし、スクールバス路線の重複を整理して概ね 60 分以内の通学を実現します。

(1) 就学エリアの設定

神奈川県との協議を踏まえ就学エリアを明確化し、就学相談に活用していきます。

(2) スクールバスの長時間化への対応

通学時間が概ね 60 分以内となることを目標として、バスコースを精査・再編していきます。

<左近山特別支援学校における取組>

スクールバスではなく福祉車両で、（医療的ケアのない）児童生徒の通学支援をモデル的に実施しています（【介助員なし】1 台 1 名、【介助員あり】4 台 6 名）

【「肢体不自由特別支援学校再編整備計画」記載事項以外の課題への取組】

多様化する医療ニーズへの対応のため、学校における医療的ケアの体制を充実します。

1 学校の医療的ケアの体制整備

学校看護師を増配置（各校 2 ~ 3 名から令和 2 年度は各校 4 名）します。

学校看護師を総括する「指導的看護師職員の配置」も実現可能性を検討します。

2 医療的ケアのある児童生徒の通学支援

医療的ケア対応車両による通学の検証を行うとともに、他校への展開について検討します。

安全性・経済性・効率性などを検証し、持続可能な事業手法を検討します。

3 人工呼吸器等高度医療的ケアへの対応

日中の保護者の付添の解消を目指し、訪問看護ステーション等から看護師を派遣します。

また、学校看護師の人材育成を目指し、研修体系を整えます。

<左近山特別支援学校における取組>

福祉車両に看護師が同乗し、たんの吸引など医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援をモデル的に実施しています（【看護師同乗】2 台 3 名（うち 1 台 1 名は人工呼吸器の児童））

*左近山以外の肢体不自由特別支援学校 5 校においても、同取組をモデル的に実施予定（6 月補正予算で対応）

<参考> 肢体不自由特別支援学校再編整備計画公表後の動き

平成 27 年 9 月	再編整備計画公表（左近山特別支援学校新設・北綱島特別支援学校閉校を含む）
（以降）	期限付き分教室化、期限なし分教室化、分校化を提案
平成 30 年 3 月	横浜市立学校条例の一部改正（左近山特別支援学校設置、北綱島特別支援学校分校移行）
平成 30 年 7 月	北綱島特別支援学校の分校移行に伴う適切な教育環境等に関する PTA 会長等からの請願と教育長回答
平成 30 年 12 月	平成 27 年度当時の資料の誤記載（北綱島特別支援学校の児童生徒数と中村特別支援学校の床面積の誤記載）を PTA にお詫び
平成 31 年 4 月	左近山特別支援学校が開校、北綱島特別支援学校が分校に移行
令和元年 6 月	平成 27 年度当時の資料の誤記載（中村特別支援学校施設台帳の床面積の誤記載）を PTA にお詫び

令和3年「成人の日」を祝うつどいの開催方法の再変更について

令和3年「成人の日」を祝うつどい（以下、成人式）については、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立っていないことなどから、特設サイト等を通じて、お祝いメッセージ動画等を配信するオンライン成人式などに変更する旨、7月6日に記者発表いたしました。

しかしながら、新成人や保護者の皆様などから、「通常通り成人式を開催してほしい」とのお声を多くいただき、いただいたご意見に基づき再度検討した結果、感染防止対策を講じ、3密を避けるかたちで、会場で開催することを判断いたしました。

このことについては、7月15日に市長が定例会見で発表いたしました。

会場や開催方法の詳細については、決まり次第、記者発表等で公表します。

なお、今後の感染状況によっては、開催を中止する場合がございます。

1 経緯について

7月6日 成人式をオンラインにする旨を記者発表

発表後 市民等から約150件のご意見

7月15日 市長定例会見にて、例年どおり会場で開催する旨を発表

2 開催方法について

横浜アリーナでの開催を前提に、例えば開催回数の増や開催日数の増、他の会場を使用する分散開催など様々な開催方法を検討し、できるだけ早く記者発表等で公表します。

3 感染防止対策について

感染状況を注視し、国のガイドライン等に基づいて必要な対策を講じていきます。